

見積書兼請書(委託・修繕・賃貸借等)

| | | | | | | |
|--|---|--------------|--|---|-----|---|
| 調布市長様 | | 見積年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| 本書記載のとおり見積り、受注のときは見積金額を契約金額として、記載のとおりお請けします。 | | 住所 | | | | |
| | | 社名 | | | | |
| | | 代表者 | | Ⓜ | | |
| 件名 | | 支払条件 支払回数 | <input type="checkbox"/> 完了検査合格後1回払い | | | |
| 見積金額 (契約金額) | ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥) | | <input type="checkbox"/> 月末締め 回払い 月額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥) <input type="checkbox"/> 別紙のとおり | | | |
| 履行期間 | { <input type="checkbox"/> 契約締結日 <input type="checkbox"/> 年 月 日 } から | | 年 | 月 | 日まで | |

下欄は契約決定の通知後に契約事業者のみ記入すること。

契約年月日 年 月 日

収入印紙
請負に関し
1万円以上
の場合に
契約事業者
のみ貼付

本件を請けたときは、次の条項を承諾のうえ別紙仕様書等に従い誠実に履行いたします。

- (遅延違約金)
- 第1条 受注者の責に帰する事由により履行期限までに業務を完了することができない場合（賃貸借契約ほか一定期間の履行を目的とする契約（以下「賃貸借契約等」という。）にあっては履行開始日までに履行を開始できない場合）において、調布市は遅延違約金を付して履行期限（賃貸借契約等においては履行開始日）を延期することができる。この場合における遅延違約金の額は、延期前の履行期限の翌日（賃貸借契約等においては延期前の履行開始日）から起算して遅延日数1日につき、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく率を乗じて得た額とする。ただし、調布市に実際に生じた損害額がこの額を超えるときは、調布市は当該超過額について受注者に別途請求することができる。
- (検査)
- 第2条 受注者は、業務が完了（既済部分の支払いがある場合における当該部分の完了を含む。）したとき及び賃貸借契約において対象物件を納入したときは、速やかに、調布市に申し出て、調布市の検査を受けなければならない。調布市は、申し出の日から10日以内に検査を完了するものとする。
- 2 前項の検査の結果、不合格と決定したときは、受注者は、速やかに、当該手直しを行い、調布市に届け出てその検査を受けなければならない。
- 3 受注者は、調布市の指定する日時及び場所において検査に立会うものとする。ただし、継続業務における月末締めの検査においてはこの限りでない。
- 4 受注者が前項の立会いをしないときは、受注者は、検査の結果につき異議を申立てることはできない。
- 5 第3項の立会いに要する費用は受注者の負担とする。
- (支払時期)
- 第3条 契約金額の支払は、支払条件達成後において適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- (契約保証金)
- 第4条 契約保証金は、免除する。
- (契約解除及び違約金)
- 第5条 調布市は、受注者が次のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。この場合においては何ら催告を要しないものとする。
- (1) 期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約に関し、談合その他不正行為があったとき。
- (3) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号)別表左欄のいずれかに該当すると認められるとき。
- (4) 個人情報の保護に関して違反があったとき。
- 2 前項の規定による契約解除に伴い受注者が支払う違約金は、契約金額の100分の10に相当する金額とする。なお、別途損害賠償請求を妨げるものではない。
- (不当介入等に関する措置)
- 第6条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団等又はその関係者から、この契約の適正な履行の妨害等の違法若しくは不当な介入又は下請負人等への参入等の違法若しくは不当な要求を受けたときは、速やかに調布市に報告するとともに、警察へ届出なければならない。
- (危険負担及び契約不適合責任)
- 第7条 委託成果物等について第2条の検査合格前に生じた損害は、調布市の故意又は過失による場合を除き全て受注者の負担とする。
- 2 受注者は、納入した成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、調布市の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
- (再委託の禁止)
- 第8条 受注者は、この契約による業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による調布市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (秘密の保持及び個人情報の保護)
- 第9条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 受注者は、この業務において個人情報を取り扱う場合は次の各号に掲げる事項を遵守すること。
- (1) 個人情報の目的外の使用及び第三者への提供をしないこと。
- (2) 個人情報の複写及び複製をする必要がある場合には調布市の承諾を得ること。
- (3) 個人情報の取扱いに関し事故が発生したときは、速やかに調布市に報告すること。
- (4) 個人情報の取扱い状況について調査するため調布市の担当者が立入検査を求めたときは、これに応じること。
- (5) この契約業務の終了後、速やかに個人情報を調布市に返還又は廃棄すること。
- (6) 個人情報の取扱いに関し受注者の責により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に要する経費は全て受注者の負担とする。調布市に損害が発生したときは受注者はその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、前条ただし書きにより第三者に委託した場合、当該第三者に前2項の規定を遵守させなければならない。
- (法令の遵守その他)
- 第10条 受注者はこの契約条項、別紙仕様書等のほか、関係諸法令及び関係規定を遵守しなければならない。
- 2 この条項の内容が別紙仕様書等の内容と相違するときは、別紙仕様書等の内容を優先して適用する。
- 3 業務について仕様書等に明示されていない事項でも、業務の性質上当然必要なものは、調布市の指示に従い受注者の負担で履行するものとする。
- 4 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとする。

